

# 福岡県田川地区消防組合職員の給与の減額手続等に関する規則

〔昭和 56 年 4 月 13 日〕  
規則 第 2 号

## （総則）

第 1 条 この規則は、福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例（昭和 56 年条例第 1 号。以下「条例」という。）第 8 条の規定に基づき、給与の減額手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

## （給与の減額）

第 2 条 給与を減額する場合においては、給与減額の基礎となる勤務しない時間数は、その月の全時間数によつて計算し、この場合において 1 時間未満の端数を生じた場合は、その端数が 30 分以上のときは、1 時間とし 30 分未満のときは切り捨てる。

2 その月において減額すべき給与の額は、翌月以降の給料から差引くものとする。ただし、離職、死亡、停職又は無給休暇の場合において減額すべき給与の額が翌月の給料から差引くことができないときは、その他の未支給の給与から差引くものとする。

第 3 条 扶養手当、住居手当、通勤手当及び特殊勤務手当は、職員が次の各号の一に該当する場合においては減額しない。

(1) 条例第 8 条の規定により給料減額された場合

(2) 地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 29 条第 1 項の規定により減給処分された場合  
(記録の提出)

第 4 条 総務課長は、給与減額時間記録表（様式第 1）に必要事項を記入し、その月分を翌月 5 日までに任命権者に提出しなければならない。

## （減額命令）

第 5 条 総務課長は、任命権者の命を受け、給与減額記録表の内容を審査し、給与減額計算書（様式第 2）を作成するものとする。ただし、給与減額計算書の作成にあつてその事実を調査することができる。

## （減額通知）

第 6 条 任命権者は、給与減額計算書により給与減額通知書（様式第 3）を作成し、毎月 21 日までに減額を受ける者に通知しなければならない。

## （補則）

第 7 条 この規則の実施に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和 56 年 4 月 1 日から適用する。





様式第 3

給 与 減 額 通 知 書

所 属

職 名

氏 名

減額する額

月分

円

内 訳

( 1 時間あたり )

月分延

時間 ×

円

減額する理由

正規の通勤時間中に勤務しなかつたため

上記の理由により、福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例第 8 条並びに福岡県田川地区消防組合職員の給与の減額等に関する規則第 2 条の規定に基づき、給与を減額するので通知します。

昭和 年 月 日

田川地区消防組合

消防長

印